

平成28年度保育施設利用申請のご案内

認定証の発行 4月1日に施行された子ども・子育て支援法に伴い、施設等の利用を希望する保護者の方は認定証が必要です。

※ 特定保育施設・特定地域型保育事業の利用を希望する方は受付期間内に申し込んでください。すでに認定を受けている方も、現況の確認により、認定証の差し替えがある場合があります。

※ 新制度に移行している幼稚園、認定こども園等を利用する場合の認定証の発行は随時行っています。

受付期間
▷ 11月11日(水)～25日(水) 午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日を除く。11月19日(木)、24日(火)は午後8時まで)

▷ 11月15日(日)、21日(土) 午前9時～午後1時

受入予定人数 右表のとおり。なお、募集人数が0人でも、児童の退所等により受け入れ可能となる場合があります。

利用希望者が保育施設(事業者)の受入予定人数を超えたときは、一定の基準に従い、保育に欠ける要件の高い児童から順次利用開始となります。

0歳児は、生後57日目以降から利用対象となります。なお、受付期間以降に出産予定の方は、ご相談ください。

申請基準 保育施設(事業者)へ利用申請できる児童は、その保護者のいずれもが、一定の要件により保育に当たることができない必要があります。

※ 平成28年5月1日時点で育児休業を取得中の方は、4月1日利用開始の要件に該当しません。育児休業取得対象児以外のお子さんも同様です。

利用料 保護者の住民税所得割額(市町村住民税のみ)に応じて決定します。
申請書等配布 保育課、各保育施設(事業者)で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

必要書類等 ▷支給認定申請書兼保育施設等利用申請書 ▷勤務証明書等現況を証明する書類 ▷平成27年度住民税(非)課税証明書(平成27年1月1日現在、小金井市に住民票がない場合)

※ 世帯の状況により提出する書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

申請方法 必要書類を持参のうえ、直接、保育課へ。(郵送・ファクス等不可)平成27年度認可保育所の保育所入所申込書は、平成28年3月31日で有効期限が切れますので、平成28年4月以降も引き続き入所を希望する場合は、受付期間内に申請書を提出してください。

※ 市外の保育施設(事業者)の利用を希望する場合は、締切日・必要書類等が各市区町村・施設で異なりますので、確認のうえ、早めに保育課へお申し込みください。

問合先 保育課保育係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9846)

各保育施設(事業者)の受入予定人数 (10月23日現在)

施設(事業者)	所在地	3号			2号		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
ひなぎく保育園	梶野町2-7-5	9	6	5	1	0	0
貫井保育園	貫井南町4-29-21	11	8	11	1	0	0
愛の園保育園	貫井北町5-8-1	18	2	4	2	0	1
光明第二保育園	貫井南町1-13-17	10	8	3	3	0	0
しんあい保育園	本町3-5-9	9	11 (1)	4	0	0	0
こむぎ保育園	東町4-21-8	11	2	3	7	0	0
ひまわり保育園	中町1-5-21	6	4	1	0	0	1
アスクむさし小金井保育園	本町5-19-2	12	5	0	1	2	1
駅前コスモ保育園	東町4-42-1-206	9	0	0	0	0	0
小金井北・ブチクレイシュー	緑町4-5-7	6	1	0	0	1	2
ういず武蔵小金井保育園	貫井北町3-21-5	6	4	1	0	0	0
☆第二コスモ保育園	梶野町5-8-20 B	9	7	0	0	0	0
☆(仮称)グローバルキッズ武蔵小金井園	本町1丁目(予定)	6	12	13	13	13	13
☆(仮称)キッズガーデン東小金井	梶野町5-11-5 1階	6	10	10	11	11	11
こどものへや保育室	東町5-23-16、18	2	6	1			
また明日保育園	貫井南町4-14-14	3	0	0			
家庭的保育室みんなの場所	梶野町2-7-30-101	0	2	0			
第四コスモ保育園	梶野町5-8-25-101	6	0	1			
東京工学院ぎしゃぼぼ保育園	前原町5-1-9	1	0	0			
みらいえ保育園武蔵小金井	本町1-18-3 2階	3	0	0			
くりのみ保育園	東町3-1-16	9	3	4		10	
わかたけ保育園	前原町3-11-12	9	3	4	7	5	
					(2)		
小金井保育園	本町5-6-19	9	3	4	4	5	2 (1)
さくら保育園	貫井北町3-30-6	9	3	6	3歳または5歳で6人(3歳または5歳で1人)		
けやき保育園	梶野町1-2-3	12	8	4	0	1 (1)	0

※ ()内は年齢別受入予定人数中の障がい児受入可能人数(内数)です。退所の状況により変更になる場合があります。

※ ☆は平成28年4月に新制度移行・新設予定施設

各種手当等に該当する方は申請を

各種手当の所得制限限度額は、下表のとおりです。平成26年中の所得が各限度額未満に該当する方は、申請してください。なお、すでに支給している方は、手続きの必要はありません。

問合先

▷①～④=子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)
▷⑤～⑩=自立生活支援課障害福祉係(☎042-387-9842)

各種手当等所得制限限度額一覧

(単位:円)

等扶養親族	①児童手当・義務教育就学児医療費助成	②児童育成(障害)手当	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成(※)		⑤心身障害者福祉手当	特別障害者手当等		特別児童扶養手当		⑩本人(20歳未満は扶養義務者)
			③本人上段=全部支給 下段=一部支給	④配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者		⑥本人	⑦配偶者・扶養義務者	⑧本人	⑨配偶者・扶養義務者	
0人	6,220,000	3,604,000	190,000 1,920,000	2,360,000	3,604,000	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000	3,604,000
1人	6,600,000	3,984,000	570,000 2,300,000	2,740,000	3,984,000	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000	3,984,000
2人	6,980,000	4,364,000	950,000 2,680,000	3,120,000	4,364,000	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000	4,364,000
3人	7,360,000	4,744,000	1,330,000 3,060,000	3,500,000	4,744,000	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000	4,744,000
4人	7,740,000	5,124,000	1,710,000 3,440,000	3,880,000	5,124,000	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000	5,124,000
5人	8,120,000	5,504,000	2,090,000 3,820,000	4,260,000	5,504,000	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000	5,504,000
所得適用期間	児童手当、児童育成手当=平成27年6月～28年5月 義務教育就学児医療費助成=平成27年10月～28年9月		平成27年8月～28年7月(ひとり親家庭等医療費助成=平成28年1月～12月)					平成27年11月～28年10月		
所得制限限度額に	老人控除対象配偶者、老人扶養親族1人につき加算する額 ▷児童育成(障害)手当、児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人)、心身障害者福祉手当、特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人)、重度心身障害者手当(本人).....100,000円 ▷児童手当、義務教育就学児医療費助成.....60,000円 ▷児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、特別障害者手当等、特別児童扶養手当(配偶者、扶養義務者等)。ただし、老人控除対象配偶者、老人扶養親族が2人以上の場合のみ.....60,000円 特定扶養親族および16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき加算する額 ▷児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人).....150,000円 ▷児童育成(障害)手当、心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当.....250,000円 ▷特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人).....250,000円									
所得から控除する額	本人該当事項	寡婦(夫)控除(③を除く)・勤労学生.....270,000円 ▷寡婦控除の特例加算(③を除く).....80,000円 障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....270,000円 特別障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....400,000円								
	扶養親族等・その他各種の控除	障害者扶養控除(1人につき).....270,000円 特別障害者扶養控除(1人につき).....400,000円 配偶者特別控除(①を除く).....控除相当額 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除.....控除相当額 社会保険料控除.....一律80,000円(⑤⑥⑩は控除相当額)								

※ ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限は、児童扶養手当の一部支給と同額